

栽培中の主要農作物の出穂、穗ぞろい、成熟状況等について審査す

(ほ場の指定)

る」とをいう。
(は場の指定)

なければならない。
（ほ場審査証明書の

第五條 都道府県は、ほ場

第五條 都道府県は、ほ場審査の結果、当該主要農作物が前條第四項

は、当該請求者は効し、省令で定めるほ場審査証明書を交付しなければならない。

讓渡の目的をもつて主要農作物の種子を生産する者が經營し、又は市町村若しくは農業者の組織する団体の委託を受けて主要農作物の種子を生産する者が經營するは場を指定種子生産は場として指定する。

(都道府県の行う勧告等)
第六條 都道府県は、市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。

(国の助成)

令で定める手続に従い、都道府県にその申請をしなければならない。
(は場審査)

で、政令の定めるところにより、都道府県に対しては、は揚審査及び前條の事務を行うために必要な経費の一部を、指定種子生産者に対しては、主要農作物の種子を生産するために必要な経費の一部を補助することができる。

国は、毎年度予算の範囲内で、農林大臣の指示するところに従い

農林大臣の指示するところに従い
主要農作物の種子の生産を行う都

道府県に対し、その生産を行うた
めて必要な経費の一部を補助する

おとつまみの経費の一書が、社田洋一郎がである。

附則

この法律は、公有の日がり旅行する。

2 農産種苗法（昭和二十二年法律五百五号）の一節を次のように

改正する。

(第一條第一項中農作物)の下に
(稻、大麦、はだか麦及び小麦を除く)

」を加える。

○坂田(英)委員 主要農作物種子法案について、提案理由の説明を申し上げます。

米麦等主要食糧の増産をはかり、国内においてその自給率を高めますことが、わが国の自立の基礎條件であることは申し上げるまでもないところであります。従いまして施策の重点が米麦の増産に集中されていることは当然であります。しかし米麦の増産のためには、あります。優良な種子を確保し、これを普及するための種子につきましては、需要者が極度に現金支出をきらむ農家であり、しかも自家採種ができますので、優良な種子の導入が増産の要綱であることを知りながらも、自発的にこれを行つていよいといふのが実情であります。一方農業の導入が増産の要綱であることを知りながらも、自発的にこれを行つておらずから農業技術と管理が必要とされ、その生産量は一般米麦に比して低位にありますので、その種子は高価なものとなり、かくして農家の需要の減退するのは自然の理であり、従いまして、優良な種子の栽培、普及はどうい望み得ないのであります。ここに国または地方公共団体がその生産と普及について特別の指導がないし助成を行う必要が生じて来るのです。

歴代の政府においても、このことの重要性にかんがみ、つとにこれら種子の生産及び普及事業のための助成と指導をいたして参つたのであります。が、その施策は必ずしも一貫性を持たず、さしたる効果を上げ得なかつたのです。

御承知のことく優良な種子を確保するには、單なる種子の現品検査をもつてはとうてい実効を期しがたいのです。ありますて、圃場において栽培中の書類を確立し、農民が安んじてこれら圃場に作物につき出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査を行い、優良な種子としない態勢をあらかじめ判定する制度を確立します。これと同時に、圃場經營者に対する助言として生産された種子を導入し得るような態勢をととのえることが肝要であります。普及に関する國、都道府県の指導助言並びにこれが普及の効果を期し得るのであるから、あわせて財政的援助を設置を考慮し、あわせて財政的援助を行つて初めて優良な種子の生産確保が可能になります。普及に関する國、都道府県の指導助言の基本方針を確立し、これが制度の恒久化をはかるために今回ここに本法律案を提出したのであります。これがナショナル法律案を提出した理由であります。

離、一部自然交雑等によつて、種子は品質、生産力ともに低下して参りますので、過去の試験成績によつてみても、最小限度一年おきに専門的に採種した優良な種子と更新をする必要があるのです。従つて本法律案にいわゆる種子とは米麦の種子をいうのあります。

第二に、優良な種子の生産を確保いたしますために、都道府県は、種子の生産圃場を、指定種子生産圃場として指定し、指定を受けた者に圃場審査を受けることを義務づける一方、国はその經營に要する経費の一部を助成し、その生産費を補償することによつて、一般農民が等量の米麦でもつて、優良な種子と交換し得る道を開き、もつて優良な種子の普及をはかるうとするものであります。なお指定種子生産圃場において生産された米麦については、別途食糧管理法に基く供出の免除を行う方針であります。

第三に、ただいま申し上げましたように、指定種子生産圃場については、都道府県の圃場審査を受けるべきことを、その經營者に義務づけたことになります。優良な種子であるかどうかの判定は、もみについてだけ検査を行つても十分にこれを確認することは困難でありまして、かつまた農産物検査法による検査は、種子としての合格、不合格を判定することを目的としたものでないのです。そこで、どうしても立毛について公的機関が別個に審査して、将来種子として適格であるかどうかを認定するとともに、優良な種子の生産のため、必要な指導を加えることが肝要なのです。これが圃場審査を義務

づけたゆえんでありますて、圃場審査に合格いたしましたものに対しても、圃場審査證明書を交付いたすことになりますので、その圃場において生産された種子は、一應優良な種子として、農民が安んじてこれを使用し得ることと相なるのであります。

で、急傾斜地帯を定めるのに、政令に委任しておるわけであります。そこで「政令で定める基準以上」という法文の中にあるが、この急傾斜地帯を定める基準は一体どういうところに置こうとするのか。單に政令に一切を委任してしまうで、その点を明らかにされてお

る地帯である。こうしたことであります。従つてこの集団的な広さをどれくらいに見るかということにつきましても、いろいろ見解があろうかと思うのであります。ただし申し上げまするような点で、ひとつこれは政令で、いろいろ技術的にもまた実際的にも研究

ござります。この畑地の平均は一八・五%に相當いたしております。このうち二十度以上に相當するとと思われますものは、全国で、畑地十三万三千百二十町歩でございまして、これは六・一%に相当いたしております。

○竹村委員 どういたしますと、傾斜地と、つづらつ地盤十五度以上ござ

の農地の保全及び改良に関する事項」
これといわゆる農業委員会との関係は
一体どうなるのか。それからもう一
つ、その三の「農業技術の改良及び農
業經營の合理化に関する事項」という
のが入つておるのであるが、これは改良
普及所なんかとの関係は一体どうなる
のか。それからもう一つ、四では、農

において使用すべき種子を供給するため、いわゆる都道府県において原種圃を開を経営することとし、これらの府県に對して国が所要経費の一部を補助すべきものとし、優良な種子の供給をはかることとしたのであります。

第四に、優良な種子の生産を確保し、さらにこれら種子の使用を農家に普及させるために、都道府県、市町村、種子の生産者等に対しても必要な勧告、助言及び指導を行うべき義務を課し、これに要する経費の一部を国が補助し得ることとしたのであります。

以上のような措置を恒久的に制度化することによって、米麦の優良品種の確保をはかり、食糧増産という国家的要請に答えるとともに、本法案の骨子でありますので、何ぞ慎重御審議を仰ぎます。御賛同を得られますよう切望する次第であります。

○松浦委員長 本法案に對する質疑は、次会よりこれを行ふことにいたします。

○竹村委員長 引続きこれより急傾斜地帶農業振興臨時措置法案を議題といたします。御質疑なり御意見のある方は、發言を許します。

○坂本(實)委員 いわゆる急傾斜地帯
といふものの基準であります。この第二條にも明らかにいたしております
ように、土地の傾斜度と土壤の浸蝕度
といふものを一応基準に置くのであり
まして、土地の傾斜度につきまして
は、いろいろ御意見もあるらうかと思
いますが、提案者いたしまして一応
予定いたしておりますのは、およよ
そ二十度くらいのものを予定いたして
おります。さらにまた土壤の浸蝕度と
いうことでありますがこれはいろいろ
の観点から技術的に研究される問題
であろうと思いますが、地質の関係と
か、あるいはまた地勢の関係とか、ある
いはまた台風の頻度というようなもの
のを一応基準に置くべきものであろ
う、こう考えております。これらの点
につきましては、いろいろ技術的にこ
れは検討しなければならぬ問題が残つ
ております。さらにもう、この傾斜度
なりあるいは土壤の浸蝕度の、
これらの特殊な地帶は、つまりその後
段におきまして、これらの地帶におき
ます農業分動力といふものは、非常に
過重なものになつておるということであ
り、かつまたそれが集団的に存在す
る。基準といふものは、どうどころ
をもつて基準とするのか、その定める
基準の基礎をお示し願いたいと思いま
す。

○竹村委員 大体急傾斜地帯を二十度の傾斜地帯ということを基準として定める、この点は明らかになつたのであります。そこで伺つておきたいのは、大体二十度の急傾斜地帯といふことになりますと、全國において相当広大な数になるとと思うのであります。これは大体全國の耕地の何ペーセントにあたるものであるか。たとえばこれに対するところの法律が制定せられますと、もちろん予算的な措置が伴わなければならぬことになりますので、その点を明らかにしておきたいと思います。

○坂本(實)委員 お答えをいたします。農林省におきましてもいろいろ調査をいたしておりますので、事務当局から一応お答えをさせていただきます。

○堀説明員 この法律に、ちょうど適用するようなはつきりした調査というものは、これからまだやらなければなりませんので、正確な数字はただいままだ申し上げる段階に入つております。しかし、傾斜が大体十五度以上の耕地及び二十度程度以上の耕地について調べました結果によりますと、十五度以上の畠地の傾斜につきましては、全国で約四十九万九千町歩あるわけであります。

るのと二十度以上にするのとは、これに沿する畠地の開きといふものが相当大きいと考えます。十五度以上にするのと二十度以上にするのとは、三分の一以下になると思いますが、二十度以上にしたならば、全国でこの法律の恩恵を受ける者は非常に少くなると思うのであります。政令において十五度以上に改めるような考え方があるかどうか、これを伺つておきたいと思います。

畜産物の加工、販売その他処理についての共同施設に関する事項」これは町村の協同組合等との関係は一体どうなるのか。こういう点は農林省からでも提案者からでもけつこうだいじょうぶですが、こういう関係についてひととおり説明願いたいと思います。

わつて来る問題であらうと思つております。第三、第四の問題につきましては、いずれもその地方々々の特徴がありますので、改良局あるいは出先の改良実験所ですか、今の農業試験場といふようなところと相談もし、あるいは府県におきます改良普及員の忠告を入れてやつて行くことになります。

農畜産物の加工につきましても、当然これも同じようにそれ／＼の指導機関、あるいは府県あるいはまた町村の指導機関の指導によつて、計画をして行くことになります。

○竹村委員 その点はわかるのですが、私の聞きたいのは、つまりこの法律によりますと、急傾斜地帶農業振興対策審議会の議決を経て、そして町村あるいは府県がこれをを行うといふことになつておるのでございまが、この対策審議会できまつて、町村がこれを行つという場合に、先ほど申しました農地の保全及び改良に関する事項が、農業委員会と権限の関係等においてどうなるのか。あるいはまた三の農業技術の改良及び農業經營の合理化に関する事項、これらも町村あるいは審議会に権限がまかされておるのでございますが、これにはいわゆる農業の改良普及所というものを県がやつておるが、こういう関係において、一体摩擦その他のことが起らないのかどうか。

あるいは四の、農畜産物の加工、販売その他の処理についての共同施設に関する事項という、広汎な事項があるのでございまが、これは御承知のように、市町村におけるいわゆる協同組合がこの事項をやつておるのであります。徒つて、この事項をやつしているのに、また市町村が対策審議会を設けてこれらを

やろうとした場合には、こういう相互通報、そういうものが起らないかどうか。その点は一体どうするかといふことを聞いておるわけでありまして、その点を御説明願いたい。

○坂本(實)委員 第四條の二項におきまして、市町村長は、農業振興計画を定めるには、あらかじめ公聴会を開いて、関係人の意見を取り入れまして、それを決定して行く、こういうふうになつております。従つて摩擦は起らない

○竹村委員 その場合に、大体こういう審議会ができますが、たとえばここで定められている事項は、結局協同組合なら協同組合がやるとか、あるいはその他の農地の保全及び改良に関する事項は、農業委員会が担当するとかいうことになります。したならば、それでいいといふことになるのでありますか。その点どうですか。

○坂本(實)委員 施行は、今の御意見通りでいいと思つております。

○竹村委員 それではもし公聴会において、そういうところにまかせない、少くとも町村が独自にやるというようなことになつた場合は、一体どうなりますか。

○坂本(實)委員 この法律で行きますと、それとして、今度とにかく新しく予算を獲得するためにとおつしやるのであります。それが含まれております

○足鹿委員 足鹿農業委員長 お伺いいたしたいことは、この急傾斜地帶の予算案であります。もちろん補正予算等の際にはただちに取上げてもらつよう促進いたしました。こう考えております。

○足鹿委員 足鹿農業委員長 お伺いいたしたいことは、この急傾斜地帶の予算案であります。まだ決定にはなつております。もろん予算案は、第二條の「過重な労働を必要とする」といういわゆる法の定義についてあります。過重な労働といふ意味で、まだ決定にはなつております。

○足鹿委員 足鹿農業委員長 お伺いいたしました。予算案から見ますと、これは單独立法として出されておりますけれども、いわゆる土壤の改善を行うというので、一般的に食糧増産費の中に入つてゐるもので、ただいまお話をのように市町村がやることになれば、それは市町村が当然やらなければならぬと思いますけれども、それもおの／＼の系統

で、その点の摩擦はないものと考えております。

○坂本(實)委員 ただいま説明員からおきたいのでございます。もちろん摩擦は起らないと思いますが、起つた場合において、市町村がこれを独自に行なうということになりますならば、起ら

ないといつても、現実にやつておる固体、たとえば農産物の加工、販売その他処理についての共同施設を協同組合が持つておるといったしますならば、摩擦は起らないであります。そこで、関係人の意見を取り入れまして、それを決定して行く、こういうふうになつております。

○竹村委員 私はその点はつきりしておきたいのでございます。もちろん摩擦は起らないと思いませんが、起つた場合において、市町村がこれを独自に行なうといつても、現実にやつておる固体、たとえば農産物の加工、販売その他処理についての共同施設を協同組合が持つておるといったしますならば、摩擦は起らないであります。これがこの急傾斜地帶に予算もより多く確保いたしました。こう考えておるわけであります。

○坂本(實)委員 それでは非常に不十分である。従つて單独立法をつくりまして、さらに予算もより多く確保いたしました。こう考えておるわけであります。

○竹村委員 それでは当然この法律をつ

くらなくとも、結局土地改良費に土壤の問題としても千九百五十七万ですか。それが含まれておりますが、金が行く、こんなつておるわけです。そういう調節をはつきりどつかで指示する必要があるのではないか、こういうように思われます。その必要はないと考えられるならばそれでもいいわけであります。しかしやはり問題は残るということだけは考えて実施しなければならないと思うのです。

もう一つ聞いておきたいことは、一体これに対する本年度を通じての予算といふものはどれくらい持つておられるのでありますか。

○坂本(實)委員 この急傾斜地帶の予算案であります。二十七年度において決算されおりました予算は、土壤保全対策費といつたとして千九百五十七万三千円でござります。そのほかに農道の開設、改良費といたしましては、たゞいま大蔵当局と折衝中でございますが、まだ決定にはなつております。もちろん補正予算等の際ににはたゞいましょよか、その点どうですか。

○足鹿委員 足鹿農業委員長 お伺いいたしたいことは、この急傾斜地帶の予算案であります。もちろん補正予算等の際ににはたゞいましょよか、その点どうですか。

○足鹿委員 足鹿農業委員長 お伺いいたしました。予算案から見ますと、これは單独立法として出されておりますけれども、いわゆる土壤の改善を行つておるというので、一般的に食糧増産費の中に入つてゐるもので、ただいまお話をのように市町村がやることになれば、それは市町村が当然やらなければならぬと思いますけれども、それもおの／＼の系統

は二十度以上という考え方を持つております。まして、そして高いところは標高四百メートルくらいになるのであります。それで收穫物、肥料、農耕資材などの運搬は、牛馬も車も全然使えないのですから、全部人の肩によつて運搬されておるのであります。普通の人ではステッキ一本持つて上りおりしてもなかなかできないところを、しかも荷物を持ってやつておるのでありますから、はステッキ一本持つて上りおりしても必然的に過重労働になることは免れないのであります。これがこの急傾斜地帶における一番大きな問題になつておられます。また一方においては、平坦地と比べて何ら科学的な施設がないのでありますから、数倍の労力を要して、いわゆる労働生産性といふものが平地に比べて非常に低いのであります。低い上に言ふ道筋はないし、運搬機具はありますから、その点どうですか。

○足鹿委員 足鹿農業委員長 お伺いいたしました。予算案から見ますと、これは單独立法として

くらいの傾斜面と五十度以上に上る所とではたいへんに違うわけであります。この過重労働の度合いといふものも傾斜度によつて判定しなければならないし、また農道とか索道とかいうものの設備がてきて来れば、そういう過重労働は解消し得るわけでありまして、はなはだ抽象的のようではありますけれども、これをはつきりした言葉で表現することは私は不適当ではないかと思うのであります。大体二條の過重労働という問題と、もう一つは、つまり非常に労力を要して労働生産性の低いという問題を改良しようとするのがこの法律の目的と私たちは考へているわけであります。そういうように御了解を願いたいと思うのです。

○足鹿委員 大分はつきりして来たの

ですが、たとえばこの過重な労働を特に軽減して行くために農道を施設するという一例がありました。私も愛媛県のあの急な段々畠の実情はよく知つておりますが、どのように農道だけをもつてはとうてい解決のつかないような地帯が全国にたくさんあります。そこら辺になりますと、判定上非常にむずかしい問題が私は出て来ると思うのです。農道をつけても人間が上り下りするのに便利になるだけであつて、生産物や肥料やその他のものを自由に運搬するには至らない場合もあります。従つてこれは千種万様であり、非常に漠然とした言葉を使っておいでにならぬないと、これは地域指定の問題あるいは地帶指定の問題でいろいろな問題が発生すると私は思うから御

質問申し上げておるわけであります。この点については、これを一律のものでもつて條件づけて行くというような御意見はありませんでしようね、その点もはつきり伺つておけば幸いだと思ひます。

○鷲崎神岩太郎君 恒よと今の足鹿委員の御質疑の一律云々ということをもう一度おつしやつていただきたいと思います。

○足鹿委員 「これは提案者はいろいろとよくのみ込んでおいでになるでしょうが、しかしこれを行政官が執行して行きます場合には、いろいろな過重な労働等については一体どうお考えですか。またさらにはこの定義の具体的條件とかいろいろなものが考へられると思うのです。

〔委員長退席、平野委員長代理着席〕

そうしたときに、ある請事件をこれにつつけて、それに欠くるものは該当しないといふようなことが往々にしてあります。そういうことがなければ、いわゆる彈力性のある解釈として、今あなたがおつしやつたように、荷馬車あるいは牛馬車その他で運搬ができるのです。それで申し上げましたように、法案の内容としては、過重な労働が必要となります。それで先ほど申し上げましたように、法典の内閣として、過重な労働を必要とするということは非常に抽象的な問題であります。結局表士の流亡の問題として、エロージョンの問題があります。これは田畠式のものがたくさんあります。これは煙地にあります所はありますけれども、今申し上げた所はありますけれども、今は足らぬと思ひます。御了承をお願いいたしたいと思います。

次に「農地が集団的に存在する地帶」という言葉を使っておりますが、集団する地帶といふのは、その範囲はどういうものでありますか。これは積雪寒冷地帯を作り振興臨時措置法で地帶を指定しております際にもしばら問題が起きています。そして法三号においては地区という言葉が使つてある。地帶と地区というものの範囲、その解釈はどういうふうに考え方でありますか、お伺いいたしながらおるのでありますか、お伺いいたしかねません。

地帯といふことは、またきわめて抽象的な表現であります。たとえば面積を基準としてこれを取上げる場合によつても、集団しておるのが十町歩を單位とするか、あるいは二十町歩を單位とするか、五十町歩を單位とするか、という問題が具体的には起つて来ると思ふのであります。急傾斜地帯の分布状態は、九州にも一部分ありますし、瀬戸内海が最も典型的なものであり、四国、兵庫県、和歌山、静岡、神奈川といふ方面が非常に多いのであります。私が、私たちの考え方をすると、これは私の考え方であります。單位十町歩とか二十町歩とか集団的に単位を面積で定めると、その村なり郡なりあるいはその町なり郡なりあるいは隣接する急傾斜地帯のバランスによってこれをきめるべきか。たとえば具体的に言えば、全耕地が一万町歩あれば、その五〇%以上は全耕地の五〇%しか急傾斜地帯が

い所とか、これは單に反対できめるといふわけには行かない。金をわけるなら一反歩でものけることはできると聞いていますが、施設を加えるということになると予算が伴わなければならぬのではありますから、どこに重点を置くかとか、どこに基準を置くかといふ問題は、結局今の全耕地に対する急傾斜の比率の問題が一番の中心とならなければならぬのではないか。農民の立場からいふと、私はそういう気持を考えるときには、私はそういふことをするのであります。それらは農業省が実際に計画を立てる場合において、十分検討されるるようにいたしかねないとと思うのでありますて、この法案の

おその他のいろいろな関係のある課全部が内部で仕事の分担を一應きめたいと思いますが、まだ具体的な問題はきまつておりません。今後法案が成立しました場合は、それに対応した態勢を十分整えて行きたいと考えております。

○ 堀委員 先刻の資料では畠地四十九万九千町歩、二十度以上十三万三千百二十町歩というお話であります。が、該当水田はほかにどの程度ありますか。それと今お話をなった資料の出所を伺いたい。

○ 堀説明員 水田につきましては、大体十度以上と目されるものが二十八万

なるようであります。それ、少し申します
ならば、これは大きな農地行政の一つ
だらうと思うのです。この法案 자체に
対してとやかく言つておるのであります
せんが、この執行については非常に大
きな問題だらうと思うのですが、農地
局長もおいでになつておらないし、資料
は古い帝国農会、いわば今から十
年前ですか、かびのはえたような資料
でおやりになつておる。私どもは實に
意外千万、聞いて驚いたわけですが、
その点は實際自信があるのですか。何
か非常にたよりないような感じを受け
るのです。

よろこびます。それで、たとえばバーセンテージでいえは
三十ペーセント以上とか五十ペーセン
ト以上ということになりますが、そ
うしたふうに多く含むといふ考え方の方
を地帯と申しまして、その中で一
つ一つの区域を限りまして仕事を進め
ていくという考え方から、その地帯に
含まれた区域については農林大臣が指
定する、こういふふうになつておるわ
けでございまして、一地区々々々につ
いて指定するといふわけではございま
せん。

おその他のいろいろの関係がある課全部が内部で仕事の分担を一應きめたいと思ひますが、まだ具体的な問題はきまつておりません。今後法案が成立しました場合は、それに対応した態勢を十分整えて行きたいと考えております。

○足鹿委員 先刻の資料では畠地四十九万九千町歩、二十度以上十三万三千百二十町歩というお話であります。が、該当水田はほかにどの程度ありますか。それと今お話になつた資料の出所を伺いたい。

○堀説明員 水田につきましては、大体十度以上と目されるものが二十八万四千八百十六町歩、これのペーセンテージは、水田に対しまして九・二%に相当いたしております。それから二十度以上と目されるものは、水田におきまして一万三千六百八十一町歩でございまして、〇・五%に相当いたしております。これが資料の出所は、昭和十七年一月一日現在で、前の帝国農会が調査をいたしました数字に準拠いたしております。

○足鹿委員 政府の責任ある資料とは言いがねるわけですね。帝国農会が調べたものでおやりになつておるわけですか。

○堀説明員 その通りであります。先ほど申し上げたように、正確な調査は今のところまだできておりません。

○足鹿委員 そうしますと今まで御質問申し上げた点で、こういう重要な法案が提案者と行政執行部の間に十分な御連絡がないような印象を私どもは受け、非常に遺憾に思うのですが、その点については十分御連絡になつております。これは農地関係で御担当に

なるようではありません。それ、しかしもするならば、これは大きな農地行政の一つだらうと思うのです。この法条 자체に對してとやかく言つておるのであります。せんが、この執行については非常に大きな問題だらうと思うのですが、農地局長もおいでになつておらないし、資料は古い帝国農会、いわば今から十年前ですか、かびのはえたような資料でおやりになつておる。私どもは實に意外千万、聞いて驚いたわけですが、その点は實際自信があるのである。何か非常にたよりないような感じを受けたのです。

○堀説明員 ただいまへん古い資料でお叱りを受けておるのであります。が、日下農地局におきましても土壤保全關係あるいはその他のことで土地改良地区的面積を調べてはおります。ただ調べておりますけれども、全國一律な條件のもとで調べた数字がまだまとまつておらないものでござりますから、やむを得ず古い資料の数字を申し上げたわけであります。しかしこの古い資料も、その後戰時戦後を通じまして、多少農地の改廃もありまして、幾らか相違する点はあるようではありますけれども、大体どういうふうに運んで御説明申し上げるには十分だといふ考え方で、今数字を申し上げたわけであります。

○足鹿委員 地帶といふものの概念と、地区といふものの概念とは、面積では区切らないというお話をさつきありました。が、大体どういうふうに運んでのですか、その点はもう少し明らかにされた方がいいのではないかと思います。

ト以上ということになりますが、そぞう
いつたように多く含むという考え方の
ところを地帯と申しまして、その中で一
つ一つの区域を限りまして仕事を進め
て行くという考え方から、その地帶に
含まれた区域については農林大臣が指
定する。こういうふうになつておるわ
けでございまして、一地区々々につ
いて指定するというわけではございま
せん。

○足鹿委員 そういたしますと、地帯
といふものは農林大臣が指定します
が、大体県単位でありますか。さよなら
農地が集団的に存在しておる場合は、
府県の行政区画等にこだわらないで、
農林大臣は指定して行くのであります
か。この点はいかがでありますか。

○堀説明員 農林大臣が指定いたしま
す場合には、府県の全部であるか、あ
るいは府県のうち、単位は大体郡にな
ると思しますが、郡までを単位として、
何郡をその地帯とするといふふうに
に区域を指定して行きたいと思つてお
ります。それから県におきまして実際
に計画を立てます場合には、市町村及
びその市町村の一部について指定する
というふうになつております。

○足鹿委員 これ以上は少しくどくな
るようでありますから、私はまだいざ
いろ疑惑がありますが、第二條の質問
わち振興計画の問題であるとか、その

他指定に至る善後措置といいますか、そういうようなことが言つてある。どうでありますか、特に目立つて積寒法と違いますのは、このような地方住民が非常に恩恵を受けるか受けないかといふよろな判定をして行くまた推進をして行く審議会に、積寒法の場合には衆参両院の国會議員が委員の中にも加わつております。これはわれ／＼が当初もられた資料には載つておつた。ところが今度本提案になつたものには、はつきりとこれが削除してある。その削除された理由はどういうわけでありますか。積寒法に準據して行かれるならば、積寒法の適用面積は広い。これはそれよりも狭いといふうことではなしに、法案そのものの持つ重要な意義からいつて、何ゆえに国會議員を削除しなければならなかつたか。その経緯なりお考えをお聞かせ願いたい。

○坂本(實)委員 お答えを申し上げます。国會議員は國權の最高機關である

という立場からいたしまして、このよう審議会に、その席を連ねますことは、むしろやめて、そうしてその審議会等においてできたものをさらに国政全般の立場から見るべきが妥当ではないかというような意見からいたしましたけであります。

○足鹿委員 多分さよろにおつしやるだらうと思つておりました。そうしますて、この法案の中では削除いたしたわけ

あります。これは矛盾ではなくして、今後は新しいいう考え方でお取扱いになつて、この政府のお考えもありま

す。坂本さんのお考えもわかることはわか

りますが、一方におきましては、國長、都道府県会議長、これらはいずれも當該の地区及び地帶を設

定し、またはその農業振興計画に重大な権限を持つておられる方々をこれらの委員にしておるということでありま

す。もし市町村会議長あるいは市町村急傾斜地の地帯のものから選ばれた場

上においてかよろな法案を推進し、また予算的措置を確保して行くというよ

うな面については、また別個の点から意義もあるうと思ひます。またほんと

うに地方住民の意思が国會議員を通じて、いわゆる官吏やその他の人々の口を通じては言えないような

ことが、議員としての立場からさらに述べられる場合もあります。長所もありましょくし、短所もありましょくし、私はさよろな坂本さんの一般論では

納得の行かぬ處があるのですが、農林省もさよろなお考えの方でありますか。

○井上(夏)委員 関連してついでに聞いておきたいのです。もし国會議員をかくのことを審議会に参加させて弊害

が生ずるといふようなことが、たとえば積寒法の場合、現実にありました

が。現実に積寒法の施行にあたつて、国會議員が審議会に出席することによ

つていろいろな弊害が生じておるといふようにになりましたか。そちらの

点を明らかにしてもらいたい。

○足鹿委員 多分さよろにおつしやるだらうと思つておりました。そうしますて、この法律には国会議員のあることは、これは矛盾ではなくして、今後は新しいいう考え方でお取扱いになつて、この政府のお考えもありま

りますが、一方におきましては、國長、都道府県会議長、これらはいずれも當該の地区及び地帶を設

定し、またはその農業振興計画に重大な権限を持つておられる方々をこれらの委員にしておるということでありま

す。もし市町村会議長あるいは市町村急傾斜地の地帯のものから選ばれた場

合、これこそ弊害が生ずるのであります。これこそ問題を起すのであります。これは全然そういう地帯に關係の高機關であるがゆえに除かなければなりません。これは表向きの理由としては通りましたよが、しかし實際

なり選ぶというならば別でありますけれども、どうしても事態をよく把握し、事態をよく審議する必要から、当該地帯の市町村長、議長を選ばれる危険が非常に多いのであります。これら

の者こそこの審議会から除くべきであります。それをどういうわけでかくのごとき者を入れたかということを明らかにしてもらいたい。

○平野委員長代理 ちょっとと申し上げますが、この審議会に国會議員が入るが入らぬかという問題が今足鹿君から

ます。政府にお尋ねがありました。これは国会議員が審議会に列席することによって、政府に關係がないことですから、提案者からお答え申し上げるのが妥当だと思ひます。

○坂本(實)委員 積寒法に規定いたしましたが、この法律では、これを削除いたしました。積寒法の場合に国議員が入つておつて、何か欠点があつたというような意味ではございません。この法律はこの法律といふ立場において実は規定をいたしたのであります。

○足鹿委員 ただいまの期限の問題であります。これはまさに特殊土地帶の法案が出来まして、それにならつてこれを五箇年といいました。従

つて実はこれは正誤表を出したのであります。五箇年といふことにいたしました。

○坂本(實)委員 農業振興計画を樹立いたしました際に、いろいろ厖大な資料を作成するために時間がかかり、ある

とつてはまだ費用を要するといふよろなことについて、いろいろ過去の実例が

あります。私もお考へいたしました

が、順次第一次にはこれをやる、第二次にはこれをやる、第三次にはこうす

るといふように段階を設けてやること

が一番妥当ではないかと考えております。たとえば第一項における農地の保

全及び改良に関する事項、あるいは第三項の農業用道路の整備その他の過

重労働の軽減に関する事項といふように、総合的に何もかも取上げるとい

うな計画の立て方をすることをやめ、重畠的に計画を実施してやつた方がいいのではないかと考へております。

○足鹿委員 それでなるべくまだのないようにならかにと考へております。これは積寒法も同様であります。これは積寒法の行かぬ處があるのであります。それがどういうわけでかくの者が公平な第三者の議長なり市町村長なりを選ぶというならば別であります。

○足鹿委員 それでそれを達成して行くためには、その法律の実施条件を整備して行くということが、必ずしも急傾斜地帶の農業振興計画をつくらせますと、振興計画といふようなものは

あります。これは農業振興計画といふようなものが、若干のファクターとして取扱われると思います。これは農業振興計画といふものをつけ流れておる根本なものです。

○足鹿委員 たとえば第一項における農地の保全及び改良に関する事項、あるいは第三項の農業用道路の整備その他の過

重労働の軽減に関する事項といふように、総合的に何もかも取上げるとい

うな計画の立て方をすることをやめ、重畠的に計画を実施してやつた方がいいのではないかと考へております。

○足鹿委員 それでなるべくまだのないようにならかにと考へております。これは農業振興計画といふもののが、若干のファクターとして取扱われる

と思います。これは農業振興計画といふもののが、若干のファクターとして取扱われる

思います。これは農業振興計画といふもののが、若干のファクターとして取扱われる

